# 「やまぐち県民活動支援センター」の今後の方向について

#### 1 設立の経緯

山口県ふるさとづくり県民会議(昭和55年11月設置)

やまぐち県民活動支援センター創設(公設公営 H11.10.1)

### (施設機能)

- ・情報提供機能
- ・活動交流機能
- ・相談機能・人材養成機能

- ・調査研究機能・・その他活動支援機能

### やまぐち県民活動支援センター(公設民営H14.4.1)

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき「やまぐち県民活動きらめ き財団」に管理を委託。施設・設備等の管理事務は財団が一括して行い、支 援センターの中心的な機能であるコーディネート業務等は民間団体の特性を 生かせるNPO(やまぐち県民ネット21)に再委託(単年度契約)。

2 やまぐち県民活動支援センターの業務

県民活動に関する情報の一元的な収集・提供(民間団体助成金情報、登録団体情 報、関係支援機関情報……ホームページ、情報誌等)

団体相互の交流・連携(大会、フォーラム等)

各種相談・仲介(NPO法人設立相談、県民活動出前アドバイザー等)

おでかけ相談会(月に3回程度、水曜日に県内各地域で相談会を開催)

人材養成(ワークショップセミナー等)

設備の提供(印刷機、コピー機、会議用テーブル等)

- 3 県民活動促進基本計画における県民活動支援センターの位置づけ
- (1) やまぐち県民活動きらめき財団と県民活動支援センターは、ともに県民活動の中 核的な支援拠点として、自主的・主体的な県民活動を促進していく観点から機能を 強化・充実するとともに、各分野や地域における県民活動支援機関等と連携し、県 民活動を促進する。
- (2)県民活動促進基本計画では、「県民活動支援センターの管理運営方法については、 当面は公設民営で続けていくが、将来的には民設民営化も視野に入れて検討する」 としている。
- 4 今後の検討課題
- (1)県民活動支援センターの今後の方向性
  - ア 指定管理者制度(下記参考参照)の導入に伴う対応ついて(導入の可否、時期 等)
  - イ 民設民営化の検討について(公設民営化と民設民営化)
  - ウ 市町村域における県民活動支援機関との連携方策について

## (2)県民活動支援センターの施策の展開方向

- ア 県民活動に関する情報の収集と提供の方法及び県民活動団体のニーズの把握方 法について
- イ 県民活動リーダー・専門的知識を有する人材の育成やマネージメント能力向上 のための研修の実施方法等について
- ウ 社会的理解の促進のためのシンポジウム等の広報・啓発事業の進め方について
- エ 市町村域における県民活動支援拠点の整備の協力について
- オ 県民活動団体との連携・交流機会の提供等によるネットワーク化の形成支援について
- カ 県民活動支援機関等の相互の連携支援について
- キ その他

#### (参考)

#### 指定管理者制度の概要

- ・ 指定管理者制度は、自治法上の「契約」には該当しないため、入札の対 象とはならない。
- ・ 選定の手続きは条例で定めることに加え、指定自体も議会の議決が必要となることで、2重のチェックが行われるため公平性が保たれる。
- ・ 条例で定める選定の手続きにおいては、

最も業務計画が適切であること。

最も適切かつ確実な管理を行うために必要となる能力(物的、人的能力)を有するものであること。

最も効果的かつ効率的な管理を実施できるものであること。

などの選定基準を定め、複数の候補の中から適切な指定管理者の選定を確保することとなる。具体的には、複数の候補の中から管理に関する計画を提出させて比較検討し、費用対効果等を勘案し、最も適切な管理を行うことができる者を選定することになる。